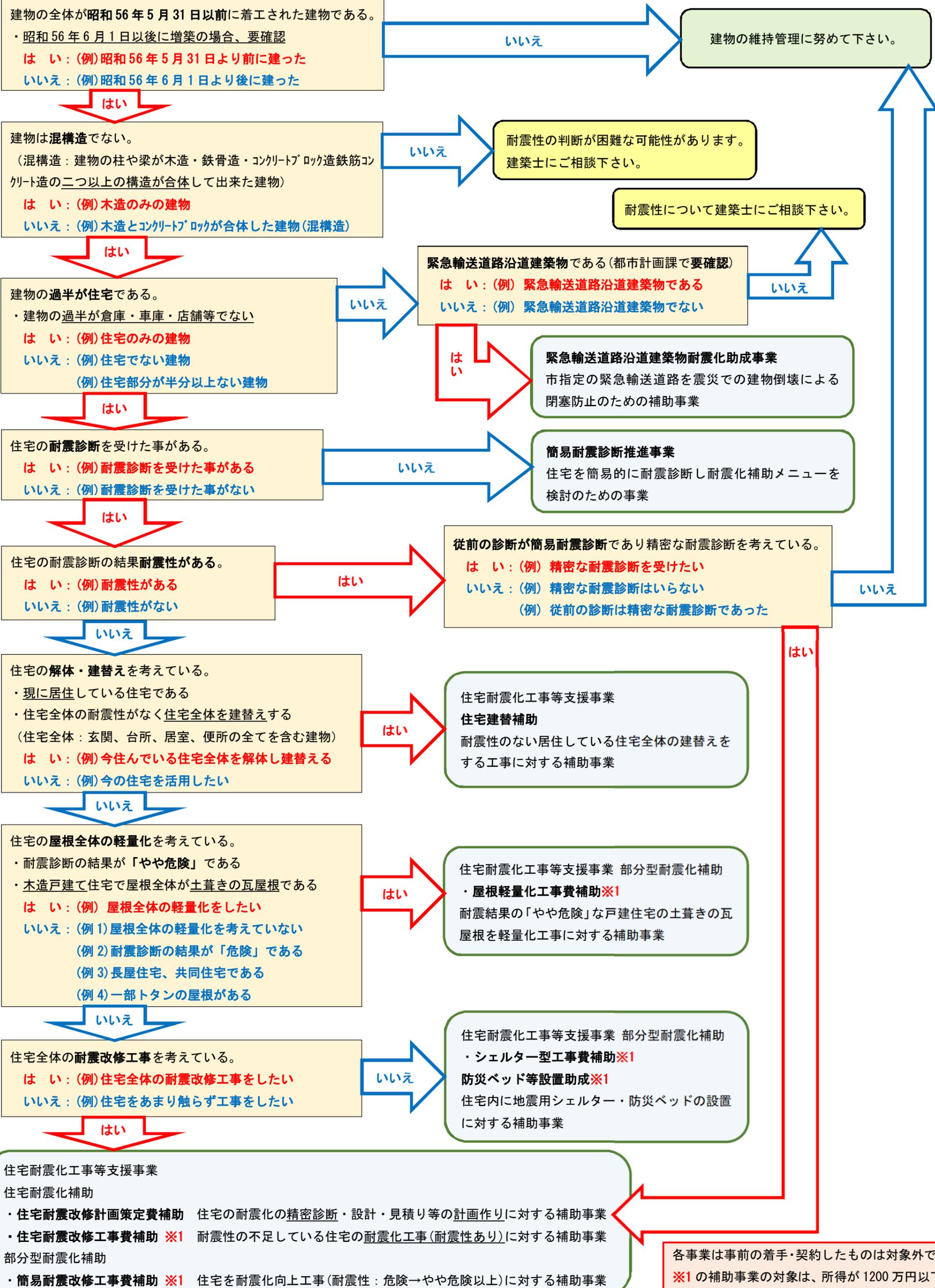


耐震化をお考えの方へ 耐震化補助チェック

ご相談・要件確認は 都市計画課まで
電話：0799-24-7611

スタート



建物の維持管理に努めて下さい。

耐震性の判断が困難な可能性があります。
建築士にご相談下さい。

耐震性について建築士にご相談下さい。

緊急輸送道路沿道建築物である(都市計画課で要確認)
はい：(例) 緊急輸送道路沿道建築物である
いいえ：(例) 緊急輸送道路沿道建築物でない

緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業
市指定の緊急輸送道路を震災での建物倒壊による閉塞防止のための補助事業

簡易耐震診断推進事業
住宅を簡易的に耐震診断し耐震化補助メニューを検討のための事業

従前の診断が簡易耐震診断であり精密な耐震診断を考えている。
はい：(例) 精密な耐震診断を受けたい
いいえ：(例) 精密な耐震診断はிரらない
(例) 従前の診断は精密な耐震診断であった

住宅耐震化工事等支援事業
住宅建替補助
耐震性のない居住している住宅全体の建替えをする工事に対する補助事業

住宅耐震化工事等支援事業 部分型耐震化補助
・屋根軽量化工事費補助※1
耐震結果の「やや危険」な戸建住宅の土葺きの瓦屋根を軽量化工事に対する補助事業

住宅耐震化工事等支援事業 部分型耐震化補助
・シェルター型工事費補助※1
防災ベッド等設置助成※1
住宅内に地震用シェルター・防災ベッドの設置に対する補助事業

住宅耐震化工事等支援事業
住宅耐震化補助
・住宅耐震改修計画策定費補助 住宅の耐震化の精密診断・設計・見積り等の計画作りに対する補助事業
・住宅耐震改修工事費補助 ※1 耐震性の不足している住宅の耐震化工事(耐震性あり)に対する補助事業
部分型耐震化補助
・簡易耐震改修工事費補助 ※1 住宅を耐震化向上工事(耐震性：危険→やや危険以上)に対する補助事業

各事業は事前の着手・契約したものは対象外です。
※1の補助事業の対象は、所得が1200万円以下の兵庫県民(個人に限る)です。